

東証、投資単位引下げのため 上場廃止基準を緩和

制度調査部
横山 淳

【要約】

2005年6月22日、東証は投資単位引下げを促進するため、上場廃止基準等を緩和する方針を明らかにした。

具体的には、上場廃止を判定するための株主数基準を、月平均売買高が1,000単位以上で、最低売買金額が50万円未満であれば、一律400人にする、というものである。

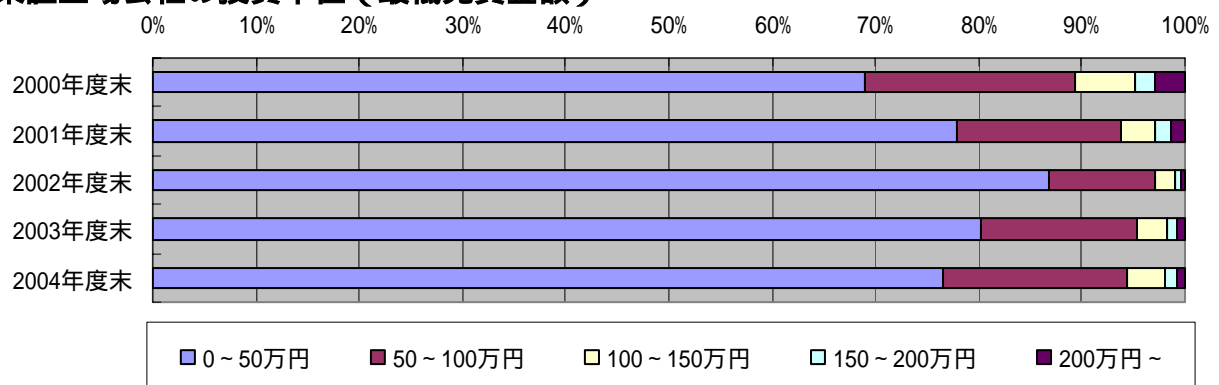
はじめに

東京証券取引所（以下、東証）は、2005年6月22日、「投資単位引下げの促進のための上場廃止基準の見直しについて」を発表した¹。これは、株式の投資単位引下げを促進するために、上場廃止基準等を緩和する方針を示したものである。

ここでいう「投資単位」とは、その銘柄を最低売買単位購入するために必要な資金、いわゆる「最低売買金額」（＝株価×最低売買単位（通常は1単位）の株数）を意味している。

東証などでは、一般的な個人投資家が投資しやすい環境を整備するために、上場会社に対して投資単位（最低売買金額）を50万円未満となるように株式分割や単元のくくり直しを行うように求めている。これを受けて、近年、株式分割や単元のくくり直しを実施する上場企業が増加したが、なお投資単位（最低売買金額）が高水準の上場会社も存在している。

東証上場会社の投資単位（最低売買金額）



（出所）東京証券取引所資料

そこで、東証は上場会社が株式分割や単元のくくり直しを実施しても、一定の条件を充たす限

¹ 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/guide/comment/index.html>）に掲載されており、2005年7月1日までパブリックコメントが募集されている。

り上場廃止基準等に抵触することがないように、今回の見直しを行うこととしているのである。

最近、ライブドア事件などを受けて、東証などは行き過ぎた株式分割を自粛するように求めるようになった。そのため、従来の投資単位の引下げを促進する方針が変わるのではないかと、この見方もあった。

今回の上場廃止基準の見直しによって、行き過ぎた株式分割には自粛を求める一方で、未だに投資単位（最低投資金額）が高い企業に対しては、今後も投資単位の引下げを求めていく、という東証のスタンスが明らかになったと言えるだろう。

上場廃止基準見直しの内容

具体的な上場廃止基準の見直しの内容は、上場廃止を判定するための「株主数基準」²を次のように改正することが予定されている。

【現行】

最低売買金額 上場株式 (単元)数	50万円以上	10万円以上 50万円未満	10万円未満
1万単元未満	400人	左記の1 / 2 (下限 400人)	400人
1万単元以上 2万単元未満	600人		
2万単元以上	1000人 + 1万単元ごとに 100人 (上限 2000人)		

【改正案】

最低売買金額 上場株式 (単元)数	50万円以上	10万円以上 50万円未満	10万円未満
1万単元未満	400人	左記の1 / 2 (下限 400人)	400人
1万単元以上 2万単元未満	600人		
2万単元以上	1000人 + 1万単元 ごとに 100人 (上限 2000人)		

2万単元を超えて1万単元ごとに所要株主数が100人増加するという意味。具体的には3万単元未満ならば1000人、3万単元以上4万単元未満ならば1100人、4万単元以上5万単元未満ならば1200人...12万単元以上ならば2000人(上限)となる。

投資単位の引下げのため、株式分割や単元のくくり直しを行うと、上場株式(単元)数は増加することとなる。それに伴って、必要とされる株主数も増加するため、上場廃止基準に抵触す

² 会社の株主数が「株主数基準」に定める人数未満となった場合、その会社は1年の猶予期間内に株主数が所定の人数まで回復しなければ上場廃止となる。

るおそれも生じることとなる。

こうした点を考慮して、現行基準でも投資単位（最低売買金額）が 50 万円未満の会社に対しては、必要とされる株主数を軽減する特例が設けられている。

今回の見直しでは、投資単位（最低売買金額）が 50 万円未満 10 万円以上の会社について、売買高が一定水準以上であることを条件に、必要とされる株主数を最低ラインである 400 人まで一律に引き下げることとしているのである³。

指定替え基準の見直し

1 部から 2 部への指定替え基準の「株主数基準」⁴についても、下記の改正が予定されている。

【現行】

最低売買金額 上場株式 (単元)数	50 万円以上	10 万円以上 50 万円未満	10 万円未満
3 万単元未満	2000 人	左記の 1 / 2 (下限 2000 人)	2000 人
3 万単元以上 20 万単元未満	2100 人 + 1 万単元ごとに 100 人		
20 万単元以上 200 万単元未満	3800 人 + 3 万単元ごとに 100 人		
200 万単元以上	9800 人 + 5 万単元ごとに 100 人		

【改正案】

最低売買金額 上場株式 (単元)数	50 万円以上	10 万円以上 50 万円未満 最近 1 年間の月 平均売買高が 1 万単元以上	10 万円未満
3 万単元未満	2000 人	左記の 1 / 2 (下限 2000 人)	2000 人
3 万単元以上 20 万単元未満	2100 人 + 1 万単元 ごとに 100 人		
20 万単元以上 200 万単元未満	3800 人 + 3 万単元 ごとに 100 人		
200 万単元以上	9800 人 + 5 万単元 ごとに 100 人		

³ 投資単位（最低売買金額）が 10 万円未満の会社については現行基準でも一律 400 人まで引き下げられている。

⁴ 東証 1 部の会社の株主数が「株主数基準」に定める人数未満となった場合、その会社は 1 年の猶予期間内に株主数が所定の人数まで回復しなければ東証 2 部に指定替え（いわゆる 2 部落ち）となる。